

## 前漢諸侯王国の官制

紙屋, 正和  
九州大学大学院文学研究科史学 : 東洋史

<https://doi.org/10.15017/24505>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 3, pp. 17-35, 1974-12-27. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 前漢諸侯王国の官制

— 内史を中心にして —

紙 屋 正 和

## はじめに

漢の高祖は天下を統一して郡県制をしいたが、しかしそれは全国をおおうものではなかつた。その時郡県制がしかれ漢王朝に直屬していたのは大略函谷関以西の関中と蜀地とであり、函谷関以東、即ち關東には独立国と交らない諸侯王国を置かざるを得なかつた①。

ところで、前漢代の経済的先進地域は淮水以北である②がその中で中央朝廷に直屬していた関中・蜀地と王国が置かれていた關東との経済力を比較すると、寧ろ關東の方が大きかつた③。漢王朝が名実共に統一帝国に成長するためには、この關東を行政的に直屬させると共に、その経済力を完全に吸収する必要がある。これらの課題をほぼ達成し得たのは武帝代のことである。それではそれはどのような手段によつて成功したのか、またその直屬体制は以後どのようにして維持されたのか。このような問題を有機的に理解するためには、中

前漢諸侯王国の官制（紙屋）

央朝廷の地方政策の研究④と並行して、王国の行政の具体的な仕組みを説明する必要がある。

前漢代の王国の官制については、既に鎌田重雄氏の研究がある⑤が、それは王国の要官の人事権の考察に重点が置かれており、王国の行政の仕組みが具体的に説明されたとは言えない。本稿は鎌田氏の研究を参照しつつ、王国の官制の基本的仕組みを説明し、あわせてその間に、それと漢王朝の中央集権化政策との關係を明らかにしようとするものである。

## 一 王国の官制に関する鎌田氏の研究

王国の官制に対する具体的考察に入る前に、鎌田氏の研究の成果を見てみよう。

漢書卷十九上百官公卿表（以下、百官公卿表と略す）に

諸侯王。高帝初置。金璽螭綬。掌治其国。有太傅。輔王。

内史治国民。中尉掌武職。丞相統衆官。群卿大夫都官如

漢朝。景帝中五年。令諸侯王不得復治国。天子為置吏。

前漢諸侯王國の官制（紙屋）

改丞相曰相。省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官。大夫・謁者・郎・諸官長・丞皆損其員。武帝改漢內史為京兆尹。中尉為執金吾。郎中令為光祿勳。故王國如故。損其郎中令秩。千石。改太僕曰僕。秩亦千石。成帝綏和元年。省內史。更令相治民。如郡太守。中尉如郡都尉。とあり、後漢書卷三十八百官志五（以下、続百官志五と略す）

皇子封王。其郡為國。每置傅一人。相一人。皆二千石。本注曰。傅主導王以善。礼如師。不臣也。相如太守。有長史。如郡丞。漢初立諸王。因項羽所立諸王之制。地既廣大且至千里。又其官職。傅為太傅。相為丞相。又有御史大夫及諸卿。皆秩二千石。百官皆如朝廷。國家唯為置丞相。其御史大夫以下皆自置之。至景帝時。吳楚七國恃其國大。遂以作乱。幾危漢室。及其誅滅。景帝懲之。遂令諸王不得治民。令內史主治民。改丞相曰相。省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官。武帝改漢內史・中尉・郎中令之名。而王國如故。員職皆朝廷為署。不得自置。至漢成帝。省內史治民。更令相治民。太傅但曰傅。中尉一人。比二千石。本注曰。職如郡都尉。主盜賊。郎中令一人。僕一人。皆千石。（中略）治書。比六百石。（中略）大夫。比六百石。（中略）謁者。比四百石。（中略）礼樂長。（中略）衛士長。（中略）医工長。（中略）永

巷長。（中略）祠祀長。（中略）皆比四百石。郎中。二百石。（後略）

とある。鎌田氏はこれらによつて前漢の王國の官制を、漢初から吳楚七國の乱（前一五四）までの第一期、景帝中五年（前一四五）から武帝代までの第二期、武帝以後成帝綏和元年（前八）までの第三期、綏和元年以後の第四期と、四期に分け、各期について次のように説明している⑥。

第一期のうち、高祖代の王國には太傅・相國・丞相・內史中尉・御史大夫以下の諸卿があり、その官制は中央朝廷と同じであつた。その中で中央任命の官は太傅と相國だけで、丞相以下はすべて王國任命であつた。しかし次の惠帝代になると、王國の官制を中央官制より一段と低くするために、相國を省き、大傅・丞相を中央任命に、內史以下を王國任命とした。ただ內史以下の二千石の任命には中央朝廷の許可を得なければならなかつた。第二期になると、諸侯王の行政權を奪うと共に、王國の官制を中央の官制より更に低くするために丞相を相と改称し、御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士を省き、大夫・謁者・郎・諸官の長・丞の員数を減じた。また王國の官吏のうち四百石以下だけを王國任命とし比六百石以上の要官は中央任命とした。第三期には、中央朝廷の內史・中尉・郎中令の官名を改めて、官名の上でも王國の官制と差をつけた。更に王國の太僕を僕と改称し、僕・郎中令の秩を

二千石から千石に減じた。第四期になると、王国の内史を廃止し、相を（治民に当る）郡太守に、また中尉を（軍事を掌る）郡都尉にそれぞれ同じくした。ここに至つて王国の官制は事実上郡の官制と同じになつた。

以上が鎌田氏の王国の官制に関する研究の概要である。以下、それに対する筆者の見解を若干加える。鎌田氏は武帝代に王国の郎中令・太僕に関する改革が行なわれたとするだけで、その具体的時期を比定していない。しかし、百官公卿表・続百官志五によるとこの改革と同時に、中央の内史・中尉・郎中令の官名を改めている。この中央の内史等の改革は太初元年（前一〇四）のことであるから、王国の郎中令・太僕の改革も同年のことであろう。なお鎌田氏が、第一期の高祖代には王国の太傅・相国だけが中央任命で、丞相以下はすべて王国任命であつたとするのは誤りで、中央任命の丞相も存在した<sup>⑦</sup>。また第二期以後には比六百石以上の要官が中央任命で、小県の県長を始めとする四百石以下はすべて王国任命であつたと断定した点は問題を含む<sup>⑧</sup>。しかし、その他の点は正しいと考えられる。

ところで、鎌田氏は武帝代の郎中令・太僕の改革を同氏の言う第二期・第三期の区分けの目安としてしている。しかしそれは王国の行政全体にかかわる改革ではない。王国の行政の基本的仕組みの考察を目的としている本稿では、同氏の言う

第二期・第三期を一括しても別に支障が無い。よつて以下、漢初から景帝中五年（前一四五）の改革までを第一期、景帝中五年の改革から成帝綏和元年（前八）の改革までを第二期、綏和元年の改革以後を第三期として論を進める。

## 二 「王国」の官と治民の官との区別

漢王朝は高祖の時から王国の勢力を削減し、ひいては王国を中央集権的郡県体制に組み込むために地道な政策を展開していった<sup>⑨</sup>。ところで、前漢代の王国の官制の推移を詳細に見てゆくと、王国の勢力の削減に伴つて権限を縮小される官がある一方、徐々に権限を伸す官も見出される。本節はこの両系統の官を区別し、両者の性格の相違を考察する。

史記卷五十九五宗世家の太史公贊を見ると、

高祖時。諸侯皆賦。得自除内史以下。漢獨為置丞相。黃金印。諸侯自除御史廷尉正博士。擬於天子。自呉楚反後。……

とある。これは王国の官制の第一期の記事である。この記事では王国の官を「内史以下」「丞相」「御史廷尉正博士」の三つに分けて各々の任命権の所在を記している。中央任命の丞相が別記されているのは当然であるが、「内史以下」と「御史廷尉正博士」とは共に王国任命であるのに区別して記してあるのは両者の間に性格上の相違があつたため、と想定され

る。次にこの両者の性格を比較しよう。

まず「御史廷尉正博士」から考察するが、ここに記された官名は少しく検討する必要がある。「御史」は御史大夫の省略である⑩。「博士」は問題ない。問題は「廷尉正」である。

中央の官制では廷尉正は廷尉の属官である。第一期の王国には廷尉があつたから、その属官に廷尉正があつたことは容易に推測できる。しかし長官の廷尉を記さず、属官の廷尉正を記しているのはおかしい。ところで、前引の百官公卿表には「省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官」とあつた。これと「御史廷尉正博士」とを比較すると、「廷尉」と「正」との間に「少府宗」の三字が欠落していることが考えられる。即ち「御史廷尉正博士」は「御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士」とあるべき所であろう。

さて、王国の御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士の職務は百官公卿表には明記されていない。しかし漢書卷四十四淮南王伝に、文帝代（第一期に属す）に薄昭が淮南王に与えた書簡の一部として

今諸侯子為吏者。御史主（如淳曰。自此以下至県令主。

皆謂王官屬）。為軍吏者。中尉主。客出入殿門者。衛尉・

大行主。諸從蠻夷来帰誼及以亡名数自占者。内史・県令

主。

とある。これによつて王国に衛尉・大行があつたことと王国

の諸官の任務の一端とが窺える。この「御史」も御史大夫

の省略であろう。「御史」は諸侯王の王子で吏となつてい

る者を、中尉は王子で軍吏となつている者を、衛尉・大行は「

客出入殿門者」をそれぞれ掌つている。これから「御史」・

中尉・衛尉・大行は王国の首都（以下、国都と呼ぶ）でその

任務に従つていたことが察せられる。この「御史」・中尉・

衛尉・大行以外に、諸侯王の教育に当る太傅と、諸侯王を輔

けて王国の衆官（御史大夫・中尉以下。内史も含む）を統べ

る丞相とがいるが、それらも亦右と同様国都にいたことは間

違いない。次に廷尉・少府・宗正・博士についてであるが、

中央の官制では太傅・丞相・御史大夫・中尉・衛尉・大行・

廷尉・少府・宗正・博士は京師でその任務を遂行している。

第一期の王国の官制は中央とほぼ同じであり、また王国の太

傅・丞相・御史大夫・中尉・衛尉・大行は国都にあつたが、

これから見て王国の廷尉・少府・宗正・博士も国都でその任

務に従つていたと考えられる。以上は王国の中央官とも呼ぶ

べきものである。こうした諸官は諸侯王の尊貴性を保つべく

設置された官であり、郡には無い官である（単にそれらの官

名が無いのみでなく、同様の任務を持つ官も見えない。）。前引の太史公贊に「諸侯自除御史・廷尉・（少府・宗）正・博士。擬於天子」とあるのはそのことを証明する。このよう

な王国の諸官を仮に「王国」の官と呼ぶことにする。なお右

の諸官のほかに、百官公卿表に見える大夫・謁者・郎・郎中令・太僕、統百官志五に見える治書・礼楽長・衛士長・医工長・永巷長・祠祀長等も「王国」の官になるであろう⑩。

次に「内史以下」をとりあげる。内史は百官公卿表に「治国民」とあるように、王国の行政に直接当たっていた。また前引の淮南王伝に「諸從蛮夷來歸誼及以亡名數自占者。内史・県令主」とあるが、内史は本来県令を率いるものであるから右から内史が県令を通じて蛮人で漢に帰して来た者、もと無籍者で、自ら申告して戸籍につけられようとする者をもあわせて支配していたことがわかる。このように王国の行政に直接当たる内史・県令等を以下では仮に治民の官と呼ぶことにする⑪。

以上のように、第一期の王国の官は、太傅・丞相・御史大夫以下の「王国」の官と、内史以下の治民の官とに截然と区別することができる。それでは第二期ではどうであつたであろうか。漢旧儀卷下に

天子為王。王国置太傅・相・中尉各一人。秩二千石。以輔王。僕一人。秩千石。郎中令秩六百石。置官如漢官。官吏郎大夫四百石以下。自調除國中。漢置内史一人。秩二千石。治国如郡太守・都尉。職事調除吏。

とある。第四節で述べるように、この記事は第二期末の記事であるが、ここでも王国の二千石は太傅・相・中尉と内史と

前漢諸侯王国の官制（紙屋）

に区別されている。また太傅・相・中尉・僕・郎中令の記事に続いて「官吏郎大夫四百石以下。自調除國中」とあり、内史の記事に続いて「職事調除吏」とあるのは、それぞれ前者と後者との属官が区別されていたのを示していると言える。ところで、漢書卷十一哀帝紀によると、哀帝がまだ定陶王であつた時に

元延四年。入朝。尽從傅・相・中尉。時成帝少弟中山孝王亦來朝。獨從傅。上怪之。以問定陶王。对曰。令（周壽昌曰。漢律令也）。諸侯王朝得從其国二千石。傅・相中尉皆国二千石。故尽從之。

とある。元延四年（前九）は王国の内史が廃止される綏和元年の前年である。「諸侯王朝得從其国二千石」という漢令を熟知していた定陶王が二千石の内史を従えていないことは、「王国」の官の太傅・相・中尉と治民の官の内史とに区別があり、右の「二千石」は「王国」の官の二千石だけをさすという推測が成立する。以上のことをあわせ考えると、「王国」の官と治民の官との区別が第二期の末まで続いていたのがわかる。以上のように、第一期に「王国」の官と治民の官との区別があり、第二期の末期にも両者の区別があつたから、第二期の前期にも同様の区別があつたことは容易に推測できる。第三期になると、治民の官の中心であつた内史が廃止され、代つて相・中尉が治民の官へと性格を変えてしまった。「王

国」の官としては傅・僕・郎中令、それに統百官志五に見える治書以下の諸官が諸侯王の尊貴性を保つべく残されているが、王国の行政上それほど問題にならない。つまり内史廃止に伴う改革の結果、「王国」の官と治民の官との区別は事実上くずれてしまったと言える。

### 三 第一期の内史と郡守

前節で第一期から第二期の王国の官に「王国」の官と治民の官との区別があつたことを述べたが、本節以下では両者の権限の推移を、内史を中心にして考察する。

百官公卿表では第一期の内史について「内史治国民」とある。ところで、第一期の諸侯王は行政権を与えられていたから、そこでは第一期の諸侯王の行政権と内史の「治国民」という職務とがいかなる関係にあつたのかという問題が生ずる。また、統百官志五に呉楚七国の乱後のこととして「景帝懲之。遂令諸王不得治民。令内史主治民」とある如く、第二期になると諸侯王は行政権を奪われた。この改革によって第二期の内史の具体的任務はどのように変るのかということが問題になる。以下、これらの問題を取りあげる。まず第一期の王国の行政と内史の任務との関係を見よう。

漢書卷十四諸侯王表の序に

天子自有三河・東郡・潁川・南陽・自江陵以西至巴蜀・

北自雲中至隴西与京師内史凡十五郡。公主・列侯頗邑其中。而藩国大者夸州兼郡。连城数十。

とあるように、漢初には数郡を領する大規模な王国（以下、大王国と呼ぶ）があつた。以下、そうしたことを若干の具体例をあげて見ていこう。漢書高帝紀六年の条を見ると

春正月丙午。韓王信等奏請。以故東陽郡・鄆郡・吳郡五十三県。立劉賈為荆王。以碭郡・薛郡・郟郡三十六県。立弟文信君交為楚王。壬子。以雲中・鴈門・代郡五十三県。立兄宜信侯喜為代王。以膠東・膠西・臨淄・濟北・博陽・城陽郡七十三県。立子肥為齊王。

とあり、高祖が数郡数十県の領域を以て荆王・楚王・代王・齊王を封じたことが示されている。ところで、史記卷五十二齊悼惠王世家を見ると、恵帝代に「献城陽郡。以為魯元公主湯沐邑」とあり、高后代に「割齊之濟南郡。為呂王奉邑」、「割齊琅邪郡。立營陵侯劉沢。為琅邪王」とあり、また「齊別郡」なる語も見えるから、齊国は数郡に分かれていたことがわかる。また、漢書卷四十九晁錯伝に、晁錯が景帝に大王国を弱化するために諸侯王の罪過を求めて、「其の支郡を削」ることを請うたとあるのを見ると、ひとり齊国のみならず、第一期の大王国は通常複数の郡に分けられていたことが窺われる。勿論、第一期の（同姓）王国でも、史記齊悼惠王世家に「高后割齊琅邪郡。立營陵侯劉沢。為琅邪王」とある琅邪

国のように、例外的に一国一郡の王国があつた。

以上で同姓王国が数郡を領するものが一般的であつたことを述べたが、高祖代の異姓王国はどうであつたのであろうか。

周知の如く、異姓王が廃された後、その領国に同姓王が封ぜられることが多かつたが、先に見たように、この同姓王が数郡を領しているのである。よつて異姓王も通常数郡の領域を持つていたことは明らかである。いま念のため楚王韓信（異姓王）が廃された時のことを見ると、その楚国を二分し、荆王劉賈（同姓王）を三郡五十三県の、楚王劉交（同姓王）を三郡三十六県の王としている（漢書高帝紀六年の条）。これは異姓王の領国が二分された場合であるが、楚王韓信はもともと実に六郡八十九県の領域を持つていたことになる。ただし、漢書高帝紀六年の条に「春正月。（中略）以太原郡三十一県為韓國。徙韓王信。都晋陽」とあるように、異姓王の中にも一郡だけしか領しない者があつた。しかしこれは特例である。

以上のように、第一期の異姓・同姓の大王国は数郡の領域を有し、しかも同姓の大王国は国内が数郡に分けられていた。（異姓の大王国も国内が数郡に分かれていたことは以下の行論のうちに確認されよう）。それならば王国内の行政はどのような仕組みで行なわれていたのであろうか。史記卷五十七絳侯周勃世家を見ると

前漢諸侯王国の官制（紙屋）

燕王盧綰反。勃以相國。代樊噲將。擊下薊。得綰大將抵丞相偃・守陘（張晏曰。盧綰郡守。陘其名）・太尉弱。御史大夫施。屠渾都。

とあり、燕王盧綰の叛乱に際して周勃は「守陘」なる者を捕えてゐるが、これは燕国（異姓王国）内の郡守である。史記卷九十六任敖列伝には

及高祖初起。敖以客從。為御史。守豊二歳。高祖立為漢王。東擊項籍。敖遷為上党守。陳豨反時。敖堅守。封為広阿侯。食千八百戸。高后時。為御史大夫。

とあり、任敖は漢王初年から高后の時までの間上党郡守であつたことがわかる。しかし漢書卷十六高祖功臣表の堂陽哀侯孫赤の侯状の項に

以中涓從。起沛。以郎入漢。以將軍擊項籍。為惠侯。坐守陽降楚。免。復來。以郎擊籍。為上党守。擊陳豨。

とあり、陳豨の乱の頃には孫赤も亦上党郡守であつたことになつてゐる。嚴耕望氏はこれについて「蓋任敖於此十余年中曾別任他職」としている<sup>13)</sup>。何れにしても、漢初から高后の時まで上党郡守がいたことは事実である。ところで、全祖望氏の漢書地理志稽疑卷二上党郡の条に「高帝二年屬漢。四年屬趙國。景帝復支郡収」とある如く、上党郡は漢四年（前二〇三）から趙国内の一郡であつたから、趙国（高帝八年までは異姓王国、同九年同姓王国になる）内に上党郡守がいたこ



とになる。史記卷九十三陳豨列伝には、陳豨の乱討平のため高祖が邯鄲に親征した時に

趙相（周昌）奏斬常山守・尉。曰。常山二十五城。豨反。亡其二十城。上問曰。守・尉反乎。对曰。不反。上曰。

是力不足也。赦之。復以為常山守・尉。

とあるが、漢書地理志稽疑卷二常山郡の条に「（高帝）四年復以属趙国。高后二年復為常山国」とあるから、趙国（同姓王国）の常山郡にも郡守・郡尉がいたことになる。更に史記卷百十五朝鮮列伝には

会孝惠・高后時。天下初定。遼東太守即約（朝鮮王衛）

滿。為外臣。保塞外蛮夷。無使盗辺。諸蛮夷君長欲入見天子。勿得禁止。以聞。上許之。

とある。漢書地理志稽疑卷二遼東郡の条に「高帝六年。漢属仍属燕国。景帝後。以辺郡収」とあるから、燕国（同姓王国）にも遼東太守がいたことになる。（ところで、燕国に「守陞」が、趙国に上党郡守任敖がいたことは、異姓の大王国の場合も、同姓の大王国と同様、国内が複数の郡に分けられていたことを示唆している）。以上から、異姓・同姓の大王国には郡守・郡尉がいたことが確認されるであろう。

ところで、漢王朝の直轄地の地方行政体系では、京師を含む内史郡は内史が、他の直轄郡は郡守・郡尉が行政に当たっていた。第一期の王国の官制は中央の官制と同様であり、しか

も複数の郡を持つ王国には内史と郡守・郡尉とが並び存していた。これと前述の上党郡・常山郡・遼東郡が何れも国都を含まない郡であることをあわせ考えると、その職務分担は国都を含む郡（内史郡に相当する）を内史が、その他の郡を郡守・郡尉が治めることになっていたらと考えられる<sup>14)</sup>。しかし、内史・郡守に各郡の行政を任せただけでは王国全体の行政の統一がとれない。ここで諸侯王に王国の行政権が与えられていたことを想起すると、王国の行政を統一する者はまさに諸侯王であり、その行政全般を輔佐するのが丞相であつたことが自ら明らかになる。なお前引の史記陳豨伝によると、陳豨の乱の時、趙相周昌は常山郡の守尉の動向を的確に把握している。また中央朝廷の丞相（相国）は内史・郡守・郡尉を制度的に統べている。これらは相まつて、王国の丞相が諸侯王の全般的輔佐役として内史・郡守以下を統べていたという右の見解を支えるであろう。かくて、丞相はまさに中央の丞相の如く全体の統轄者として、単に「王国」の官の中尉・御史大夫以下を統べるだけでなく、治民の官の内史・郡守以下をも指揮下に置いていたのである。

さて、中央朝廷は呉楚七国の乱以後、大王国の支郡をさいて別の王国を立て、或いは支郡を没収して中央直轄の郡にするなど、大王国の細分化を進める一方<sup>15)</sup>、新たに諸侯王を置く時はその領域が十余城を過ぎないようにした<sup>16)</sup>。その結果

武帝初期までに王国は原則として一国一郡となり⑩、王国の治民の官は内史以下だけが残つて、郡守・郡尉は存在しなくなつた。そのため相は諸侯王の全般的補佐役として内史・郡守による行政を統べるといふ機能を失つたと考えられる。

以上の考察結果をもとにして、本節の冒頭に掲げた内史をめぐむる問題を考へてみよう。第一期の内史は、王国内で国都を含む郡だけの行政に當つていた。百官公卿表に「内史治国民」とあるのはこのことを示しているのであろう。しかしこの時期の内史の行政権は国都を含む郡に及ぶだけで、王国全域をおおうものではない。王国全域の行政権は究極的には諸侯王に、直接には諸侯王を輔佐する丞相に歸していた。このことを百官公卿表は「諸侯王。(中略)掌治其国。(中略)丞相統衆官」と記している。ところが、王国の支郡は時代と共に削りとられ、第二期の王国は原則として一国一郡となつた。その一郡とは、初めから内史が行政権を握つていた国都を含む郡であるから、内史の行政権は王国全域をおおうことになる。このことを統百官志五は「令諸王不得治民。令内史主治民」と記していることになる。

ところで、王国は領域を削られると共に、その独立性をも失つてゆくが、それに伴い、王国の官制はどのように推移して行くのであろうか。景帝中五年に御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士が廃止され、大夫・謁者・郎・諸官の長・丞の員

前漢諸侯王国の官制(紙屋)

数が減らされている。更に武帝太初元年には太僕は僕と改称され、郎中令と共に二千石から千石に減ぜられている。これらは何れも「王国」の官で、その構成は時と共に縮小されている。それでは丞相はどうなるのであろうか。丞相は第一期には国内の内史・郡守を指揮下において、その行政を統べるといふ職務があつた。第二期になると、確言はし難いが、その権限は恐らく事実上無くなつたのであろう。また、史記五宗世家の太史公贊に

高祖時。(中略)漢独為置丞相。黄金印。(中略)自呉楚反後。(中略)去丞相曰相。銀印。

とあるように、丞相は景帝の中五年に相と改称されると同時に黄金印から銀印へと下げられている。また漢書卷五景帝紀に

(後元年)三月。赦天下。賜民爵一級。中二千石・諸侯相爵右庶長。

とあるように、景帝代の相は中二千石に準ずる扱いを受けている。なお相の秩は、史記卷百二十汲鄭列伝に、武帝代の淮陽太守汲黯について

令黯以諸侯相秩。居淮陽。とあり、その集解所引の如淳注に

諸侯王相。在郡守上。秩真二千石。律。真二千石。俸月二万。二千石。月万六千。

とあるように真二千石で、二千石の郡太守よりも上であつた。ところが漢書卷九元帝紀に

（初元）三年春。令諸侯相位在郡守下。

とあるように、相は二千石の太守より下に位置づけられることになつた。続百官志五によると、後漢代の相は二千石であるから、この時真二千石から二千石に減ぜられたのであろう。このように王国の丞相（相）もその位次は時代と共に下げられている。即ち王国の勢力が削減されるのに伴い、「王国」の官はその構成・権限を縮小され、位次も下げられていつたのである。こうした考察は、先に推測した第二期の相の権限喪失に関する理解を側面から支える所があろう。

ところで、漢王朝が中央集権の実をあげるためには、王国に対する干渉を強くする必要がある。その際中央朝廷は治民の官、特に内史の権限を強化して、王国を郡と同質の地方行政機構とした。次節以下はその点をとりあげる。

#### 四 第二期の王国の官制

##### 1 漢旧儀の検討 1

王国の内史の権限の推移を見るため第二期の王国の官制に若干の考察を加える。

百官公卿表・続百官志五のほかに、第二期の王国の官制を理解するための絶好の史料がある。漢旧儀卷下の次の記事が

それである。

(A) 天子為王。王国置太傅・相・中尉各一人。秩二千石。以輔王。僕一人。秩千石。郎中令。秩六百石。置官如漢官。官吏郎大夫四百石以下。自調除國中。(B) 漢置内史一人。秩二千石。治国如郡太守・都尉。職事調除吏。属相。中尉。(C) 傳不得与国政。輔王而已。当有為移書。告内史。(D) 内史見傳・相・中尉礼如都尉太守。(E) 相置長史。中尉及内史令置丞一人（案令当作各）。皆六百石。(F) 成帝時。大司空何武奏。罷内史。相如太守。中尉如都尉。參職。是後。相・中尉争權。与王通相奏。常不和。

ところで、現存の漢旧儀は清代に孫星衍が永樂大典等から佚文を集めたものであるだけに、伝来の過程で恐らく誤字・脱字が生じていることも、また文章に改変が加えられたことも考えられる。何れにしても、今となつては完全に読解できない箇所がある。本節ではできる限り他の史料を援用して右の記事を読み、王国の官制を考察するが、疑問の残る箇所はそのまま保留し、今後の研究に待ちたい。

まず最初に右の記事で衛宏がどの時期の王国の官制をとりあげているのかについて考える。(F)の冒頭に「成帝時」とあるから、(F)は成帝綏和元年の改革以後の記事である。また、(F)に先立つ(A)と(B)によつて、綏和元年の改革以前の官制で、改革以後にもそのまま残つてゐる官制を窺うことはできるので

あるが、(A)と(B)には改革以後だけにある官制についての記述は無い。以上のことから(A)と(B)は一括して綏和元年の改革より前、即ち第二期以前の状態を示す記事として読むことが可能となる。蓋しそれは本来第二期以前のことを記すものとして記述されたのであろう。それでは第一期と第二期のどの時期のことになるであろうか。(1)、(A)と(B)でとりあげられている王国の二千石は太傅・相・中尉と内史とであり、第一期の王国に存在した御史大夫以下の諸卿に関する言及は全くない。(2)、第一期の中央任命の官は大傅・丞相(と相国と)だけであつたが、ここでは内史も中央任命である。(3)、(B)・(D)に太守・都尉が見えるが、太守・都尉は景帝中二年以後(ほぼ第二期以降に相当する)の官名である。以上の三点から(A)と(B)は第一期の記事ではなく、第二期のことを記していることがわかる。更に、先に見た如く、武帝太初元年(前一〇四)までは王国の太僕は二千石であつたが、(A)に「僕一人。秩千石」とあるから、(A)と(B)は第二期の中でも武帝太初元年以後の記事となる。また、(A)では相を二千石としているが、元帝初元三年(前四六)までの相は真二千石であつたと考えられるから、(A)と(B)で述べている王国の官制は初元三年以後のものであることがわかる。以上から衛宏が(A)と(B)で直接とりあげている時期は第二期の中でも、初元三年から綏和元年の改革までであることが窺える<sup>18)</sup>。ここで、(A)と(B)をもう一度この時

期の記事として読み返しても、また百官公卿表・続百官志五と比較しても、相互間に矛盾は見出せない。以上で漢旧儀に示された時期の比定を終る。以下、右の漢旧儀の内容を検討しつつ第二期のうち初元三年と綏和元年と第三期との王国の官制を見てゆく。またその間に初元三年以前の第二期の王国の官制にもふれる。

(A)は「王国」の官、即ち太傅・相・中尉・僕・郎中令及びそれらの属官に関する記事である<sup>19)</sup>。太傅・相・中尉の任務として「以輔王」とあるが、第二期の諸侯王には行政権が無いから、「輔王」とは諸侯王の行政の輔佐のことではなく、諸侯王の輔導のことである。さて漢書卷七十六王尊伝には元帝代のこととして「是時。東平王以至親驕奢。不奉法度。傅相連坐」とあり、漢書卷七十三韋玄成伝には宣帝代(初元三年より前)のこととして

上欲感風(淮陽)憲王。輔以礼讓之臣。乃召拜玄成。為淮陽中尉。是時王未就国。玄成受詔。与太子太傅蕭望之及五經諸儒。雜論同異於石渠閣。

とある。更に漢書卷四十七梁王立伝には、第三期のことであるが、「傅・相・中尉。皆以輔正為職」とある。以上から、第二期と第三期の相・中尉は一貫して太傅(第三期では傅と云う)と共に諸侯王の輔導に当たっていたことが確認される。次の「僕一人。秩千石。郎中令。秩六百石」であるが、僕が

武帝太初元年以降千石であったとする記事は正しい。しかし郎中令は百官公卿表によると、初元三年以後も千石であった。また、郎中令が六百石であったことを示す史料は外には見出せない。蓋し「郎中令」の下に誤りか脱文があるのであろう。

次に「置官如漢官。官吏郎大夫四百石以下。自調除国中」についてであるが、「置官如漢官」とは、前後の記述から見て、太傅・相・中尉・僕・郎中令の下には属官がある。その属官を含めた太傅・相・中尉・僕・郎中令の官制の設置が中央朝廷の如し、ということになる。⑳。「官吏郎大夫四百石以下。自調除国中」は「王国」の官の下級吏員の任命権の所在を具体的に記してあり、「王国」の官のうち郎官・大夫と四百石以下とは王国任命であったことを示している。ところで漢書卷四十四衡山王賜伝によると、武帝代に衡山王に不法行為が多かつたために

有司請。速治衡山王。上不許。為置吏二百石以上。

とあり、その如淳注に

漢儀注。吏四百石以下。自除国中。

とある。⑳。衡山国の場合は特別に吏二百石以上を朝廷が任命したのであるから、他の王国では当然四百石以下の「王国」の官吏は王国任命であつたと考えられる。このことは初元三年以後も同様であろう。以上によつて「王国」の官吏のうち四百石以下が王国任命であつたことは、他の史料を以て確認

できた。郎官は統百官志五に「郎中。二百石」とあつて、四百石以下であることがわかるから、王国任命であつた蓋然性が高い。しかし、大夫は統百官志五によると比六百石であり四百石以下ではない。漢旧儀にはそれなりの根拠があるのであろうが、今実例を以て郎官・大夫が王国任命であつたことを確認することはできない。

(B)は内史以下の治民の官に関する記事である。まず(B)の前半を検討して、第二期末の内史が事実上太守・都尉と同じ職務を持つに至つたことをとりあげる㉑。史記卷百十八淮南衡山列伝に武帝代のこととして

(淮南)王欲發國中兵。恐其相二千石不聽。王乃与伍被謀。先殺相二千石。偽失火宮中。相二千石救火。至即殺之。計未決。(中略)上遣廷尉監。因拜淮南中尉㉒。逮捕(淮南)太子。至淮南。淮南王聞。与太子謀。召相二千石。欲殺而發兵。召相。相至。内史以出為解(顔師古曰。不応召。而云已出也。解者解說也)。中尉曰。臣受詔使。不得見王。王念独殺相。而内史・中尉不来。無益也。即罷相(顔師古曰。罷遣出去)。

とある。この記事によつて、王鳴盛氏が十七史商榷卷十五郡国兵権の項で「觀此知諸侯王国中兵権。相与内史・中尉兼掌之。互相牽制。三者有一不肯。即不能發兵」としている㉓ように、武帝代には王国の軍事権は相・中尉・内史が分担して

掌っており、中尉の専管事項ではなかつた。また、漢書卷五十三長沙王伝によると、宣帝代に事によつて長沙国の中尉が省かれたが、長沙国には依然として軍兵がいた。これは少なくとも宣帝代には、王国の軍事は中尉がいなくてもとにかく動いていたことを窺知させるものである。そのことは相・内史のいずれかの軍事権が増大したことを予測させる。今この点を、成帝綏和元年の改革の直前に焦点をあてて見ていこう。漢旧儀の(甲)には「成帝時。大司空何武奏。罷内史。相如太守。中尉如都尉」とあり、百官公卿表には「成帝綏和元年。省内史。更令相治民。如郡太守。中尉如郡都尉」とある。綏和元年の改革は漢書卷八十六何武伝に

司空(何武)与丞相(翟)方進共奏言。往者。諸侯王斷獄。治政。内史典獄事。相總綱紀。輔王。中尉備盜賊。

今王不斷獄与政。中尉官罷。職并内史。郡国守・相委任。所以宥統信安百姓也。今内史位卑而權重。威職相踰。不統尊者。難以為治。臣請。相如太守。内史如都尉。以順尊卑之序。平輕重之權。制曰可。以内史為中尉。

とあるのによつてその事情を知ることができる。このうち、「往者」以下は第一期のことで、「今王不斷獄与政」以下が成帝代の王国の官制の実態である。ところで右に「中尉官罷職并内史」とある。鎌田氏は、実際に中尉が廃止されたのではなく、内史の権限が強くなり中尉の職をも併合するような

前漢諸侯王国の官制(紙屋)

状態にあつたことを言う、としてゐる(28)が、内史が廃止される綏和元年の前年に、定陶国には中尉が存在していた(29)のであるから、鎌田氏の解釈に従うべきであろう。さて、何武等は、事実上中尉の権限をあわせ持つていた内史を都尉の如く相を太守の如くせよと上奏したのであるが、成帝は内史を廃止して中尉を都尉の如くした。ここで注目すべきは、綏和元年に内史を廃止した結果、相が太守と同じ職務を、中尉が都尉と同じ職務を持つことになつたことである。これは右の三史料何れにも見え、誤り無いものと思われる。そうすると、綏和元年の改革直前の内史は(治民の官として)太守と、(軍事権の管掌者として)都尉とほぼ同じ職務をあわせ持つていたことになる。(B)に内史の職務として「治国如郡太守・都尉」とあるのは、第二期末に内史が事実上郡の太守と都尉との職務をあわせ持つていたことを示していると言えよう。

さて、(B)の後半と(C)・(D)とは難解である。まず読解しにくいのは(B)・(C)にまたがる「職事調除吏属相中尉傳不得与国政」である。これを完全な文章とみると、「職事調除。吏属相・中尉。傳不得与国政」(28)、「職事調除吏属。相・中尉。傳不得与国政」(29)の三通りの読み方があり、また「職事調除吏属。相・中尉。傳不得与国政」として、「相・中尉」の述語が脱落しているとも読める。現段階ではどの読み方が良いのか、にわかには

決定し難い。第二節と本節の冒頭とでは問題の少ない三番目の読み方に一応従った。読み方によつて内容がかなり變つて来るが、しかしどの読み方に従つても、今まで見て来たことについては結論が左右されることは無い。

今までふれなかつた点のうち、どの読み方に従つても内容に変化の無い部分が二つある。その第一は「職事調除」、「職事調除吏属」、「職事調除吏」の部分で、何れも内史が属官を任命していたことを示している。実例を求めると、漢書卷五十三広川王去伝に

初去年十四五。事師受易。師数諫正去。去益大逐之（師古曰。益大謂年漸長大也）。内史請以為掾。

とある。この記事は武帝末から昭帝代のこと（初元三年より前）で第二期に属する。広川内史は広川王去をししばし諫めたために放逐された王師を掾（百石）にしている。（ここに「請」とあるのは、一旦王に放逐された王師を内史掾にするために王の迷惑をはばかつて了解を求めたのであろう）。巨視的に見れば、第二期の内史は徐々に権限を強めていたから初元三年以後も内史はひき続きその属官を任命していたであらう。ちなみに、史記卷百二十汲鄭列伝の如淳注に

律。太守・都尉・諸侯内史。史各一人。卒史・書佐各十人。

とあり、太守・都尉と内史との下には史・卒史・書佐がいた

ことがわかる。周知の如く、太守・都尉は百石以下の属官の任命権を持っていたが、この史・卒史・書佐は百石で、太守都尉に任命権がある下級吏員である。蓋し内史も史・卒史・書佐を任命し得たのであろう。

ところで(A)にも「官吏郎大夫四百石以下。自調除国中」という王国内での官吏任用の記事があつた。王鳴盛、鎌田両氏は前引の漢儀注「吏四百石以下。自除国中」によつて四百石以下二百石以上の小県の県長・県丞・県尉をも王国任命としている<sup>30</sup>。しかし右の両記事は「王国」の官の任用規定であり、県長・県丞・県尉は治民の官である。王国の官が「王国」の官と治民の官とに区別され、しかも同じ漢旧儀に両者の下級吏員の任命の記事が区別して記されているのであるから、王、鎌田両氏の説にはにわかに従い難い。「王国」の官と治民の官とは、その下級吏員の任命は自ら別の原則が支配していたとすべきである。内史と同様な職務を持つ太守・都尉の人事権は百石以下に限られていたから、内史も同様ではなかつたかと思う。前引の漢律が百石以下の史・卒史・書佐だけをあげているのは、そのことと相応するであらう。

内容に変化が無い部分の第二は「傳不得与国政」である。「不得与国政」の主語には必ず「傳」が入るからである。これ以下が(O)で、太傅の職務の記事である。太傅が諸侯王の輔導に当るだけで、国政に関与できなかつたことは、史記・漢

書のあらゆる記事に照しても問題無い。そのため太傅が王国の行政に関して何か意見があれば、治民の官の内史に移書せざるを得なかつたのであろう。

(D)も難解である。王国内での権限問題は姑く措いて、格式を比較すると、前引の漢書何武伝に「今内史位卑而權重」とあるから、第二期の内史は太傅・相・中尉よりも一段下に格付けられていたようである。郡では明らかに太守が都尉より格式は上であつた。このことから(D)は「都尉」と「太守」の間に「見」を補い、「内史が(太)傅・相・中尉に見える時の礼は、都尉が太守に見える時の礼の如し」と読むべきではないかと思うが、断定は避けておく。

(E)は相と中尉・内史とに次官としてそれぞれ長史と丞とがあつたことを述べている。漢書卷八十一馬宮伝を見ると

馬宮。字游卿。東海戚人也。治春秋嚴氏。以射策甲科。

為郎。遷楚長史。免官後。為丞相史。司直師丹薦宮行能高潔。

とあり、馬宮は楚(相)長史になつてゐる。ところで、漢書卷八十六師丹伝を見ると、師丹は丞相司直から少府に徙つてゐるが、師丹が少府になつたのは永始三年(前一四)である(百官公卿表下)から、馬宮が楚相長史になつたのは永始三年以前のことで、第二期に属する。このように見てくると、少なくとも第二期の相長史については実例を以て正しいと言

前漢諸侯王国の官制(紙屋)

える。さて、第二期の相の下に相長史があつたとすると、明証は無いが、中尉の次官として丞があり、内史にも丞があつたことは推測に難くない。ところで、楚相長史馬宮は明らかに中央任命である。中尉丞・内史丞も亦同様であらう。

(F)は成帝綏和元年の王国の官制の改革及び第三期の王国の官制の状態を述べている③。綏和元年の改革に関する記事及びその改革の契機になつた何武等の上奏については(B)を検討する際にふれた。次の「參職」は広雅釈詁に「參。分也」とあるから、「職を參つ」と読み、太守・都尉の職務をあわせ持つていた内史を廃止した際に、その職務を相・中尉にわけた、と理解できる。「是後」以下は、従来内史一人に属していた職務を分けた結果、相・中尉の間で権限争いが起こり、兩者とも諸侯王のために上奏して親和しなかつた、ということになる。

以上、漢旧儀の検討を通じて、第二期の王国の官制に考察を加えたが、論旨が多岐に亘つたので、今その要旨を簡条書きにしておく。

1. 漢旧儀の(A) (E)は直接には第二期の初元三年以後の王国の官制の記事であるが、その検討を通じて第二期全体の王国の官制を窺える。(F)は第三期の記事である。

2. 「王国」の官のうち、二千石の相・中尉は太傅と共に諸侯王の輔導に當つてゐた。



3. 「王国」の官は比六百石以上は中央任命で、四百石以下は王国任命であつた。また、漢旧儀は大夫（比六百石）・郎官も王国任命であるとしている。
4. 王国の軍事権は中尉の専管事項ではなく、初め相・中尉内史の三者が分担して掌っていた。
5. 内史は中尉の権限をあわせ有するに至つた。その結果、第二期末の内史はついに事実上の郡の太守・都尉と交らぬ職務をあわせ持つことになり、強大な権限を振つた。
6. 内史の属官には史一人・卒史十人・書佐十人・掾があつたが、内史がその任命権を持っていたと考えられる。
7. 内史の人事権は百石以下に限られており、四百石〜二百石の小県の県長・県丞・県尉は中央任命であつたと考えられる。
8. 相には次官として相長史があり、中央任命であつた。中尉・内史にも次官としてそれぞれ中尉丞・内史丞があり、中央任命であつたと考えられる。
9. 成帝綏和元年に、従来強大な権限を振っていた内史を廃止し、相に太守の職務を、中尉に都尉の職務を負わせた。
10. (内史廃止の歴史的意義は次節で述べる)。  
右の結果、相・中尉の権限争いが激化した。

## 五 第二期の王国の内史

―むすびにかえて―

漢王朝が全国を郡県体制の下に把握するためには、王国を郡と同質化する必要があつた。その際中央朝廷側に立つて大きく機能したのは内史を中心とする治民の官である。こうした観点から、前節までの考察結果をまとめてみよう。

第二期にあつても王国の行政の最高責任者は相であつたが、この相は、王国の軍事権を主として掌る中尉と共に、中央の政策を王国に実現させる任務を一面で帯びており、その任を十分に果たした相・中尉もあつた<sup>②</sup>。しかし、相・中尉以下の「王国」の官は、その構成・権限・位次の何れから見ても、徐々に縮少される傾向にあつた。

一方、治民の官の方はどうであつたであろうか、第一期の数郡を領する大王国では、内史の行政権は国都を含む一郡にしか及ばなかつた。しかし、第二期になつて一國一郡の原則が確立すると、内史の行政権は王国全体をおおうことになり国内での比重が増して来た。内史は、更に軍事面でも大きな機能を持つことになり、ついに太守・都尉の職務をあわせ持つ、王国の事実上の行政長官となつた。

内史を中心とする治民の官の構成・人事権を見ると、第一期では内史以下は全て王国任命であつた。ところが第二期になると、改めて中央任命とされた内史の下に、内史丞があり

国内の各県には県令・県長・県丞・県尉が置かれていた。これらの諸官は中央任命であり、内史が王国内で任命したのは百石以下に限られていたと考えられる。このような王国の治民の官の構成・人事権を郡のそれと比較すると、内史が太守・都尉の職務を兼ねていること以外は完全に一致している。

これらのことは相まって、漢王朝が治民の官を通じて、王国を郡に相当する地方行政機構として把握し、中央の政策を浸透させる体制をとっていたことを示している。かくて、内史は前引の漢書何武伝に「今内史位卑而權重。威職相踰」と評されるように、第二期末の成帝代には王国で最も強い権限を持つようになったと解される。

ただし、王国の民政権も軍事権も共に内史に委ねられることは、内史擅権の危険性を孕むのを意味する。かくて、更に次の歴史的段階として成帝代に内史を廢止し、相に民政権を、中尉に軍事権を委ねて、王国の民政権と軍事権とを分離するといふことが生じたのである<sup>③</sup>。

## 註

① 関東に諸侯王国を置かざるを得なかつた理由の一端は、別稿「漢初の対関東政策に関する一考察」（未発表）で考察した。

② 西嶋定生氏「中国農業史の問題点」（『中国経済史研究』

前漢諸侯王国の官制（紙屋）

所収）。

③ 勞幹氏「兩漢戶籍与地理之關係」（国立中央研究院歴史語言研究所集刊第五本第二分）、宇都宮清吉氏「西漢時代の都市」・「西漢の首都長安」（共に『漢代社会經濟史研究』所収）。

④ 拙稿「漢代刺史の設置について」（東洋史研究第三十三卷第二号）は中央朝廷の地方監察体制に視点を置いて考察したものである。

⑤ 鎌田重雄氏「王国の官制」・「相国と丞相」（共に『秦漢政治制度の研究』所収）。

⑥ 鎌田氏前掲「王国の官制」・「相国と丞相」。

⑦ 高祖代に王国の相国が中央任命であったことも、王国任命の丞相があつたことも事実である。しかし、高祖が周昌を趙王劉如意の丞相に任命している（漢書周昌伝）ように高祖代の王国の丞相には中央任命の者もあつたのである。王国の丞相に中央任命と王国任命とがあつたことには、それなりの理由があるが、本稿では省略する。

⑧ 本稿第四節参照。

⑨ 鎌田氏「漢朝の王国抑損策」（前掲書所収）、拙稿前掲「漢代刺史の設置について」参照。

⑩ 史記・漢書には「詔丞相・御史」という記事が多く見える。この「御史」も御史大夫である。

⑪ 中央の官制では、中央官に丞相・御史大夫等の全国統治機関と郎中令等の家政担当機関との区別があるが、王国も同様であろう。

⑫ 内史は治民の官としての性格が強いが、王国の要官として諸侯王との深い関係もあつたから、一面では「王国」の官的性格をもあわせ持っていたと言える。

⑬ 嚴耕望氏『兩漢太守刺史表』八五頁。

⑭ 嚴密に言えば実例とならないが、陳豨の支配地域を王国とみなすと、国都は代郡にあつたことになる。その陳豨の下に鴈門守・雲中守がいた(史記周勃世家)が、これも国都を含まない郡の郡守である。

⑮ 詳細は鎌田氏前掲「漢朝の王国抑損策」参照。

⑯ 漢書卷十四諸侯王表序に「皇子始立者。大国不過十余城」とある。

⑰ 西嶋定生氏『秦漢帝国』(講談社版『中国の歴史』2)一四七頁参照。なお漢書地理志稽疑によると、勃海郡は武帝元狩三年から昭帝元鳳元年まで燕国に、丹陽郡は武帝元狩六年から宣帝元鳳四年まで広陵国にそれぞれ属している。これらは事実上の郡県制が確立してからのことで、郡国制の時代の一国数郡の例とは全く性格を異にしている。

⑱ 成帝綏和元年に刺史に代つて置かれた州牧の秩は真二千石であつたが、百官公卿表で州牧の秩を「二千石」と記し

ているのを見ると、真二千石と二千石とは区別されない場合があつたことも考えられる。この記事をその一例とみれば、(A)は太初元年、綏和元年をとりあげていることになる。しかし、そうであつても本稿の論旨を左右することはない。

⑲ 太平御覽卷二百四十八職官部・國中尉の項に「漢旧儀曰。帝子為王。王国置太傅・相・公(中の誤り)尉各一人。秩二千石。以輔王」とあり、(A)と一致している。伝来の異なる兩記事が一致しているから、右の部分は漢旧儀本来の姿をそのまま伝えていると考えられる。

⑳ 百官公卿表には、景帝の時「大夫・謁者・郎・諸官長・丞皆損其員」とあり、官員の数は減らされているから、その時以後文字通り中央朝廷と同じではない。しかし官員が減らされたとは言つても、設置されていることには相違ない。

㉑ 鎌田氏は、この漢儀注によつて、王国の四百石以下はすべて王国任命であつたとしている。前掲「王国の官制」参照。

㉒ 「治国如郡太守郡尉」は「国を治むること郡太守の如し」と読み、「都尉」を下文の主語とみなすこともできるが、そう読むと、王国の官制の記事の中に突然郡都尉の説明が入り込んだ形になり、文章の統一がとれない。そのためこゝは「国を治むること郡の太守・都尉の如し」と読まざる

を得ない。

②③ 漢書淮南王安伝は「与淮南中尉」に作る。

②④ 王氏の解釈については、布目潮風氏「前漢の諸侯王に關する二三の考察」(西京大学學術報告・人文第三号)に言及がある。

②⑤ 鎌田氏前掲「王国の官制」。

②⑥ 前引の漢書哀帝紀參照。

②⑦ この読みは「(内史は)職として調除を事とす。吏は相・中尉に屬す。傅は國政に与るを信ず」となる。相・中尉に屬する吏は(A)に述べてある。この「吏」は治民の吏で、これが相・中尉に屬するといふのはおかしい。

②⑧ 「(内史は)職として吏屬を調除するを事とす。相・中尉・傅は國政に与るを得ず」。この読みでは相・中尉が國政に關与できないことになるが、これは明らかに事實に反する。後述參照。

②⑨ 「(内史は)職として吏を調除するを事とし、相・中尉に屬す。傅は國政に与るを得ず」。

③⑩ 十七史商榷卷十五王自除丞尉の項、鎌田氏前掲「王国の官制」。

③⑪ (F)に相當する文が統百官志五の注に

漢旧儀曰。大司空何武奏。罷内史。相如太守。中尉如都尉。參職。是後。中尉爭權。与王相奏。常不和也。

前漢諸侯王国の官制(紙屋)

と多少の異同出入を伴つて見えている。

③⑫ 前引の史記淮南衡山列伝に見える淮南中尉や漢書循吏伝に見える膠東相王成は、そうした相・中尉の実例である。

③⑬ 成帝綏和元年の改革までの内史の官屬は民政・軍事を直接管掌できる構成をとつていたのに対し、相・中尉の官屬はそのような構成をとつていなかったと考えられる。この改革で王国の民政權と軍事權とを分け、郡と全く同じ官制をとるに當つて内史を廢止したのは、従来内史の下に於つて行政に直接當つていた下級吏員と内史との關係をたちきると共に、民政に當る下級吏員と軍政に當る下級吏員との關係をもちきる目的があつたと考えられる。漢旧儀の(F)の記事にはこのことを察せしめる所がある。